

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2010-82293

(P2010-82293A)

(43) 公開日 平成22年4月15日(2010.4.15)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
A 47 B 61/00	(2006.01)	A 47 B 61/00 503D 3K100
A 47 G 29/08	(2006.01)	A 47 B 61/00 501C
A 47 G 29/00	(2006.01)	A 47 B 61/00 503Z
		A 47 G 29/08
		A 47 G 29/00 A

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 14 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願2008-255913 (P2008-255913)	(71) 出願人	000002462 積水樹脂株式会社 大阪府大阪市北区西天満2丁目4番4号
(22) 出願日	平成20年10月1日 (2008.10.1)	(72) 発明者	野杣 達郎 滋賀県蒲生郡竜王町鏡731-1 積水樹脂株式会社内
		F ターム (参考)	3K100 AA02 AA04 AA09 AB04 AD07 AE14 AF04 AF07 AJ03 AJ05

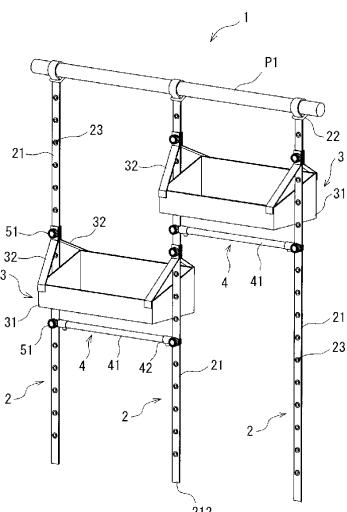
(54) 【発明の名称】 収納装置

(57) 【要約】

【課題】収納スペース内に簡単に取り付け、設置ができ、収納部の配置変更も容易であり、かつ収納部が下方に滑り落ちる危険性のない収納装置を提供すること。

【解決手段】収納スペース内に吊り下げられる複数のベルトと、前記複数のベルト間に差し渡され該ベルトに対して着脱自在に固定される収納部とを備え、前記ベルトは、長手方向に所定の間隔をおいて複数の係止孔が形成されており、前記収納部は、任意の前記係止孔に着脱自在に固定されることによって、複数のベルト間に差し渡され、取り付けられるようにした。また、前記ベルトは、長手方向に所定の間隔をおいて複数の係止孔が形成されたバンド部の1端部に該バンド部の他端部を挿通可能な環状締結部が設けられてなるようにした。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

収納スペース内に吊り下げられる複数のベルトと、
前記複数のベルト間に差し渡され該ベルトに対して着脱自在に固定される収納部とを備え
、
前記ベルトは、長手方向に所定の間隔をおいて複数の係止孔が形成されており、
前記収納部は、任意の前記係止孔に着脱自在に固定されることによって、複数のベルト間に
差し渡され、取り付けられていることを特徴とする収納装置。

【請求項 2】

ベルトは、長手方向に所定の間隔をおいて複数の係止孔が形成されたバンド部の1端部
に該バンド部の他端部を挿通可能な環状締結部が設けられてなり、
前記バンド部を収納スペース内に取り付けられた水平杆に巻きつけ、前記環状締結部に前
記バンド部の他端部を挿通した後、下方に引っ張るようにして、ベルトを水平杆から吊り
下げられるようにしたことを特徴とする請求項1記載の収納装置。

【請求項 3】

複数のベルト間に差し渡され、その両端部が前記ベルトの係止孔に対して着脱自在に固定
されている横棒部材を更に備えることを特徴とする請求項1又は2記載の収納装置。

10

20

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、クローゼットなどの収納スペース内において、衣類などを整理、収納するための収納装置に関するものである。

【背景技術】**【0002】**

従来から、クローゼットなどの収納スペース内の限られたスペースを有効に活用して、
衣類やバッグ、小物など、様々な物品を整理して収納するための収納装置（ラックや棚など）
が知られている。

30

【0003】

このような従来の収納装置には多種多様のものがあるが、クローゼット内にハンガーを
掛けるためのハンガーバー等の水平杆が既設されている場合には、それをを利用して収納空間を作出できれば効率が良く、そのような収納装置が考案されている。

【0004】

その一例として、複数の支柱をクローゼット内に立設し、当該複数の支柱間に棚部材などを取り付けて収納装置を構成するものがある（特許文献1）。

【0005】

この収納装置においては、長手方向に伸縮自在の支柱を利用して、支柱の下端を床面に
当接させるとともに、支柱の上端に挟持部を設けて当該挟持部がクローゼット内のハンガーバー（水平杆）を挟持するようにして、支柱を立設する。また、支柱間に取り付けられる棚部材の左右両端部には、棚支持具が設けられており、この棚支持具を介して棚部材が
支柱に固定される。すなわち、この棚支持具は、棚部材を保持する保持部と、前記支柱を
嵌挿する貫通孔と、支柱を嵌挿した状態で適宜位置（上下位置）で当該棚支持具を支柱に
固定する固定部とを備えている。これにより、予め支柱を棚支持具に嵌挿した後、棚支持
具を適宜位置で支柱に固定すると共に、棚支持具の保持部において棚部材を保持するよう
にして、収納装置を構成することができる。

40

【特許文献1】特開2005-349071号公報**【発明の開示】**

50

【発明が解決しようとする課題】**【0006】**

しかしながら、この従来の収納装置によれば、以下のような問題点があった。

【0007】

すなわち、上記棚支持具の固定部は、ネジ等により棚支持具を支柱に押圧するようにして、これにより当該棚支持具および棚部材が支柱に対して下方に滑り落ちないように構成されている。それゆえ、ネジ等が少し緩むことによって、あるいは大量の衣服等を棚部材に載せることによって、棚支持具および棚部材が支柱に対して下方に滑り落ちてしまう危険性がある。

【0008】

また、棚部材を取り付けるには、予め棚支持具の貫通孔に支柱を通して、棚支持具を支柱に取り付けておく必要がある。それゆえ、例えば、棚部材を増やしたい場合には、当該収納装置に収納されている衣服等をいったん全て取り除き、支柱を取り外した上で棚支持具を取り付けなければならない。したがって、棚部材の数の増減、配置の変更作業は非常に煩雑となり、面倒である。

10

【0009】

さらに、上記挟持部としては、水平杆を挟持するクリップ状のものが利用されているが、既設の水平杆の形状は様々であって、1種類の挟持部では、様々な形状、大きさの水平杆に対応できない。そのため、この収納装置を取り付ける水平杆の形状や大きさなどに応じて様々な形状、大きさの挟持部を予め用意する必要がある。

20

【0010】

また、この収納装置においては、通常金属製の支柱を利用しているため、長さ寸法を縮めた状態でも長尺であり、重量的にも重い。したがって、在庫においても、また輸送においてもコストが嵩む。

【0011】

本発明は、上記のような問題点を克服するためになされたものであって、簡単に収納部の配置変更ができ、かつ収納部が下方に滑り落ちる危険性のない収納装置を提供することを目的とする。

【0012】

また、本発明は、複数種類の部材を予め準備する必要がなく、どのような形状、大きさの水平杆にも取り付け可能であり、かつ容易に設置できる収納装置を提供することを目的とする。

30

【0013】

さらに、本発明は、軽量で、かつ在庫時、輸送時、あるいは使用しないときにはコンパクトに収納することができる収納装置を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】**【0014】**

上記の目的を達成するため、本発明の収納装置は、収納スペース内に吊り下げられる複数のベルトと、前記複数のベルト間に差し渡され該ベルトに対して着脱自在に固定される収納部とを備え、前記ベルトは、長手方向に所定の間隔をおいて複数の係止孔が形成されており、前記収納部は、任意の前記係止孔に着脱自在に固定されることによって、複数のベルト間に差し渡され、取り付けられていることを特徴とする。

40

【0015】

ここで、上記「収納スペース」とは、クローゼットのほか、押入れ、納戸、ロッカー、倉庫など、衣類やバッグ、その他の物品を収納するためのスペースのことである。

【0016】

また、上記「収納部」は、ベルト間に差し渡して取り付け可能であり、衣服やバッグ、小物など、収納すべき物品を整理、収納できるものであれば、どのような形状のものでもよく、例えば棚状の部材であってもよいし、ボックス形状の部材、あるいは棒状の部材などでも良い。

50

【0017】

上記ベルトは、収納スペース内に吊るし、また収納部を取り付けて様々な物品を収納するためのものであるから、軽量であるのが望ましく、また可撓性のある材料で作製すれば、在庫時や輸送時、あるいはこの収納装置を使用しないときなどにはコンパクトに収納することができる。それゆえ、例えば可撓性の樹脂材料や、布（天然繊維あるいは合成繊維を用いた織物や編物）により作製されるのが好ましい。

【0018】

本発明の収納装置によれば、ベルトに複数の係止孔が形成されており、かつ収納部は任意の係止孔に対し着脱可能に取り付けられるので、簡単に収納部の配置変更ができ、かつ収納部が下方に滑り落ちる危険性がない。

10

【0019】

また、本発明の収納装置によれば、支柱に替えてベルトを使用しているため軽量であり、かつ在庫、輸送時にはコンパクトに収納することができるので、在庫、輸送にかかるコストを削減できる。また、この収納装置を使用しないときには、コンパクトに収納して置いておくことができる。

【0020】

さらに、軽量化したことで、水平杆からの吊り下げ方式とすることができる、従来の収納装置のように床面に支柱を固定する必要がない。それゆえ、クローゼット内の床面も収納スペースとして有効に活用することができる。

20

【0021】

また、本発明の収納装置において、前記ベルトは、長手方向に所定の間隔をおいて複数の係止孔が形成されたバンド部の1端部に該バンド部の他端部を挿通可能な環状締結部が設けられてなり、前記バンド部を収納スペース内に取り付けられた水平杆に巻きつけ、前記環状締結部に前記バンド部の他端部を挿通した後、下方に引っ張るようにして、ベルトを水平杆から吊り下げられるようにするのが好ましい。

【0022】

ここで、「水平杆」とは、例えばクローゼット内に設置されている、ハンガーを掛けるためのハンガーバーのように、収納スペース内に略水平方向に設置される棒状の部材のことである。この水平杆は、必ずしも1本の棒材である必要はなく、例えば、収納スペースに頻繁に設置されるメッシュラックのようなものであっても、ベルトを吊るすことのできる幅を有する水平杆部を備えていればよい。

30

【0023】

また、上記「環状締結部」は、角カン、Dカン、丸カンなど、バンドを挿通可能な環状の金具であり、バンドを挿通可能であれば、任意の寸法、形状のものを適宜使用できる。また、この環状締結部に係止部を備え、この係止部が、バンド部に形成した係止孔に係止できるようにしてもよい。このようにすれば、水平杆から吊り下げたベルトの環状締結部を下方に引っ張り、係止部をバンド部の係止孔に係止すれば、吊り下げたバンドの長さ調節が可能となる。

【0024】

本発明の収納装置によれば、ベルトを水平杆に巻きつけるようにして吊るすので、どのような形状、大きさの水平杆にも容易に取り付け可能である。それゆえ、水平杆に取り付けるための部材を、予め複数種類準備する必要もない。

40

【0025】

また、本発明の収納装置においては、複数のベルト間に差し渡され、その両端部が前記ベルトの係止孔に対して着脱自在に固定されている横棒部材を更に備えるようにするのが好ましい。

【0026】

このようにすれば、隣り合って吊り下げられているバンド間の距離を一定に保ちつつ、衣服などを掛けるためのハンガーバーとして使用することができる。しかも、ベルトの係止孔を収納部の取り付け用としても、また横棒部材の取り付け用として利用（共用）でき

50

、また横棒部材は、この係止孔に対して着脱自在に固定されているので、収納部の取付位置と調整しながら容易に横棒部材の取付位置を変更することができる。

【発明の効果】

【0027】

以上のとおり、本発明の収納装置によれば、必要に応じて、簡単に収納部の配置変更ができる、かつ収納部が下方に滑り落ちる危険性がない。また、複数種類の部材を予め準備することなく、どのような形状、大きさの水平杆にも容易に取り付け、設置が可能である。

【0028】

さらに、本発明の収納装置は、軽量で、かつ在庫時、輸送時、および使用しないときはコンパクトに収納することができる。

10

【発明を実施するための最良の形態】

【0029】

以下、本発明に係る収納装置の最良の実施形態について、図面を参照しながら詳細に説明する。

【0030】

図1は、本発明に係る収納装置の一実施形態を示す全体斜視図である。この図1に示すとおり、この実施形態における収納装置1は、クローゼット内に設置された水平杆(ハンガーバー)P1に複数のベルト2が吊り下げられている。隣り合うベルト2、2間には、ボックス部31を備えた収納部3、及び横棒部材4が差し渡され、取り付けられている。尚、この収納部3、及び横棒部材4は、各々その左右端部において、ベルト2のバンド部21に形成された係止孔23に対し着脱自在に固定されている。

20

【0031】

このような状態で、収納部3には衣類、バッグ、小物などを収納することができ、横棒部材4には衣類を吊るしたハンガーなどを掛けることができる。また、この収納部3、および横棒部材4は、係止孔23に対して着脱自在となっているので、それら部材の固定位置を簡単に変更でき、また部材を増やしたり減らしたりすることも容易にできる。

【0032】

図2は、ベルト2の正面図である。ベルト2は、長尺のバンド部21およびバンド部21の一端に取り付けられた環状締結部22からなる。バンド部21は、可撓性の樹脂材料、布(織物、編物)等の材料で作製され、長手方向に所定の間隔を空けて多数の係止孔23が形成されている。

30

【0033】

この実施形態においては、バンド部21は、ポリプロピレンで作製されたものであり、100mmの間隔を空けて計16箇所に係止孔23が形成されている。尚、このバンド部21は、可撓性があり、軽量で、かつ収納部3や横棒部材4に衣類等の物品を収納したときにその荷重に耐え得るものであれば、どのような材料も適用可能である。また、係止孔23を形成する間隔は適宜変更可能である。

【0034】

係止孔23の内周縁部には、ハトメ金具24がカシメ留めされて装着され、当該内周縁部が保護されるようにしてある。また、環状締結部22には、金属製の角カンを使用しているが、バンド部21を挿通可能な寸法のものであれば、Dカン、丸カンなど、任意の形状のものを使用することができる。

40

【0035】

このベルト2は、図3および図4に示すように、水平杆P1に吊り下げられる。すなわち、ベルト2のバンド部21を水平杆P1の周囲に回すようにしたのち、バンド部21の先端部212(環状締結部22が取り付けられている一端部に対する他端部)を環状締結部22に挿通させ、当該先端部(他端部)212を下方に引っ張ることによって、図3に示すような状態にベルト2が吊り下げられる。

【0036】

このように構成することで、水平杆P1がどのような断面形状のものであっても、また

50

どのような大きさ、太さであってもベルト2を容易に吊るすことができる。さらに、ベルト2を吊るす水平杆は、一本の棒状のものに限らず、例えば、図5及び図6に示すように、収納スペース内に設置されたメッシュラックML1、ML2のような部材の一部にベルト2を巻きつけることが可能な水平杆部P2、P3を備えるものであれば、どのような形態のものであってもよい。

【0037】

また、環状締結部22には、バンド部21の係止孔23に係止可能な係止部(図示せず)を備えるようにすれば、例えば図4のような状態から環状締結部22を下方に引っ張つて係止部をバンド部21の係止孔23に係止させることによって、吊り下げられるベルトの長さを調整することが可能となる。

10

【0038】

次に、図7及び図8は、図1に示した収納部3の展開図である。図7は、図1における収納部3の底面側から見た展開図であり、図8は、図1における収納部3の上面側から見た展開図である。収納部は、ボックス部31と吊下げ紐32とからなり、図7及び図8に示すとおり、ボックス部31は、底面部311、前面部312、背部部313、および両側面部314、314が一体に形成され、底面部311の四辺311aにおいて折り畳み自在となっている。尚、このボックス部31は、底面部311、前面部312、背部部313、および両側面部314、314をそれぞれ形成する板材、あるいは紙芯材を不織布で覆い、一体に形成したものである。

20

【0039】

このボックス部31は、図7における底面部311の四辺311aを山折りにして図1に示すような形状に組み立てるのであるが、その際底面部311、前面部312、背部部313、および両側面部314、314が互いに対向する位置に適宜面ファスナー315、316が取り付けられており、これを着脱することによって、このボックス部31を組立、展開自在としている。

20

【0040】

また、前面部312、背部部313の左右両端の上端部近傍には吊下げ紐32が取り付けられており、図9に示すように、前面部312側の吊下げ紐32と背部部313側の吊下げ紐32との間にベルト2のバンド部21を挟むようにし、かつ各吊下げ紐32に形成した取付孔321とバンド部21に形成された係止孔23との位置を合わせる。そして、正面側から取付孔321および係止孔23にネジ51を挿通させ、これに背面側からナット52を螺合させて吊下げ紐32をベルト2に固着させる。

30

【0041】

このような構成にすることで、収納部3は、ベルト2に対して着脱自在に固定でき、かつ、ベルト2のバンド部21に形成した係止孔23と、収納部3の吊下げ紐23に設けた取付孔321とを貫通するネジ51およびナット52によってしっかりと固定されるので、収納部3の配置変更が容易であり、かつ収納部3がベルト2から外れたり滑り落ちたりする危険性が極めて低い。

【0042】

尚、収納部3は、上述のようなボックス形状のものに限られず、ベルト間に差し渡して取り付け可能であって、衣服やバッグ、小物など、収納すべき物品を整理、収納できるものであれば、棚状の部材であってもよいし、網状の部材、あるいは棒状の部材などでも良い。この点、収納部3には、ベルト間に差し渡す部材として、硬質の部材を含むのが好ましい。そのようにすれば、収納部3に多くの物品を収納した場合でも、ベルト間の間隔を維持して収納部自体の形状も維持できるからである。

40

【0043】

次に、図10は、この実施形態における横棒部材4を示すものであり、図10(a)が、横棒部材4の正面図、図10(b)は、その平面図である。横棒部材4の中央にある棒材41は、金属製のパイプであり、その両端に樹脂製の端部材42が固定されている。この端部材42の先端部は、二股形状として二股形状部421a、421bを形成しており

50

、これによって二股形状部 421a、421b 間に間隙 422 が形成されている。また、この二股形状部 421a、421b には、図 10 (b) における矢印 A 方向へ同軸上に貫通孔 423 が形成されている。尚、この棒材 41 と端部材 42 は、この実施形態のように別部材として形成されてもよいし、任意の硬質材料で、一体成形してもよい。

【0044】

この横棒部材 4 は、図 11 に示すようにベルト 2 に取り付けられ、固定される。すなわち、横棒部材 4 の左右両端部に形成した間隙 422 にベルトを差し入れ、横棒部材を取り付けたい高さ位置に調整するとともに、横棒部材 4 の貫通孔 423 と、ベルト 2 の係止孔 23 とが同軸上になるよう位置あわせをする。その上で、正面側から貫通孔 423 および係止孔 23 にネジ 51 を挿通させ、これに背面側からナット 52 を螺合させて横棒部材 4 をベルトに固定する。尚、ナット 52 に替えて、貫通孔 423 の内周面にネジ 51 を螺合可能なネジ溝を形成するようにしてもよい。

10

【0045】

このような構成にすることで、上述の収納部 3 と同様、横棒部材 4 は、ベルト 2 に対して着脱自在に固定でき、かつ、ベルト 2 のバンド部 21 に形成した係止孔 23 と、横棒部材の貫通孔 423 とを貫通するネジ 51 およびナット 52 によってしっかりと固定されるので、横棒部材 4 の配置変更が容易であり、かつ横棒部材 4 がベルト 2 から外れたり滑り落ちたりする危険性が極めて低い。

20

【0046】

また、上述のような複数のベルト間に差し渡して取り付けられる収納部 3 や横棒部材 4 と併せて、例えば、図 12 に示すようなフック部材 6 を備えるようにしてもよい。フック部材 6 には取付孔（図示せず）が形成され、この取付孔において、上述の収納部 3 や横棒部材 4 と同様、ネジ 51 およびナット 52 により、ベルト 2 の係止穴 23 へ着脱自在に固定される。

30

【0047】

このようにすれば、このフック部材 6 に帽子やアクセサリーその他の小物を掛けるなどして、限られた収納スペースで効率よく、様々な物品を整理、収納することができる。

【0048】

また、上述の実施形態においては、ベルト 2 の先端部（他端部）212 は自由端とし、吊下げた状態のままとしているが、必要に応じて例えば図 13 に示すように床面固定金具 7 をベルト 2 の先端部 212 に取りつけ、当該先端部を床に固定することも可能である。

30

【0049】

図 13 に示したように、この床面固定金具 7 は、床面に固定するプレート 71 およびベルト 2 を取り付ける取付部 72 からなり、プレート 71 には、ネジ等でプレート 71 を床面に固着するためのネジ孔 73 が形成されている。このようにして、各ベルト 2 の先端部（他端部）を床面に固定すれば、収納装置 1 が揺れるのを防止することができる。

【0050】

尚、図 13 に示した実施形態では、ベルト 2 の先端部 212 は固定的に（長さ調節ができないような状態で）床面固定金具 7 に取り付けられているが、例えば図 14 に示すように、ベルト 2 に形成した係止孔 23 を利用し、ネジ 51、およびナット 52 を用いれば、ベルト 2 の長さ調節を可能としつつ、床面への固定が可能となる。

40

【0051】

以上のとおり、本発明の収納装置によれば、ベルトのバンド部には多数の係止孔が形成されており、この係止孔を収納部の取り付け用にも、横棒部材の取り付け用にも、その他フック部材など様々な追加部材の取り付けに共用できる。それゆえ、収納部、横棒部材等の配置の変更等が自由に、かつ容易、確実に行えるので、収納目的や収納物品等に応じて効率の良い収納スペースを造り出すことができる。また、本発明の収納装置は、様々な形状、大きさの水平杆にかかわらず、容易に取り付けが可能である。

【図面の簡単な説明】

【0052】

50

- 【図1】本発明に係る収納装置の一実施形態を示す全体斜視図である。
- 【図2】本発明に係る収納装置のベルトを水平杆に吊り下げた状態を示す斜視図である。
- 【図3】本発明に係る収納装置のベルトの正面図である。
- 【図4】ベルトを水平杆に吊り下げた状態における吊下げ部の状態を示す斜視図である。
- 【図5】メッシュラックにベルトを吊下げた様子を示す斜視図である
- 【図6】別の形状のメッシュラックにベルトを吊下げた様子を示す斜視図である。
- 【図7】収納部の展開図（底面側）である。
- 【図8】収納部の展開図（上面側）である。
- 【図9】収納部をベルトに取り付ける様子を示す斜視図である。
- 【図10】横棒部材の（a）正面図、及び（b）平面図である。 10
- 【図11】横棒部材をベルトに取り付ける様子を示す斜視図である。
- 【図12】フック部材をベルトに取り付けた状態を示す斜視図
- 【図13】ベルトの先端部を床面に取り付ける場合における床面取り付け部分の一実施形態を示す斜視図である。
- 【図14】ベルトの長さ調節を可能とする一実施形態を示す斜視図である。

【符号の説明】

【0053】

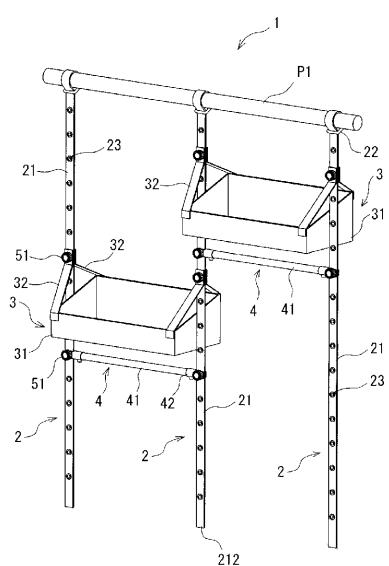
- 1 収納装置
2 ベルト
2 1 バンド部
2 2 環状締結部
2 3 係止孔
3 収納部
3 1 ボックス部
4 横棒部材
5 1 ネジ
5 2 ナット

20

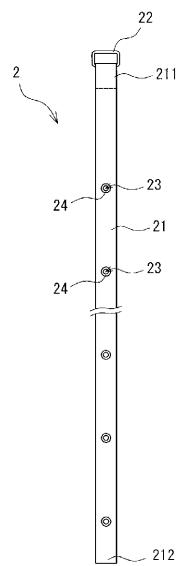
20

30

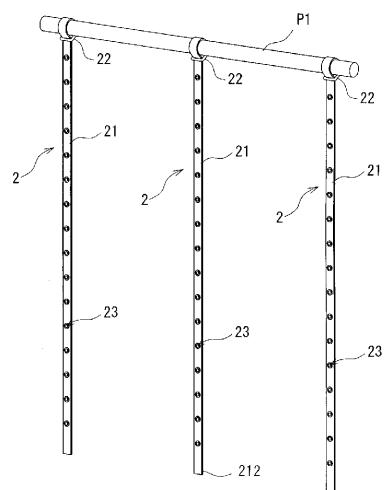
【図1】



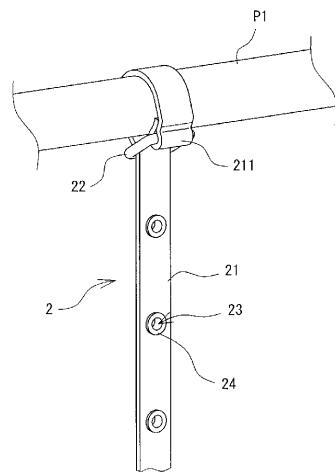
【図2】



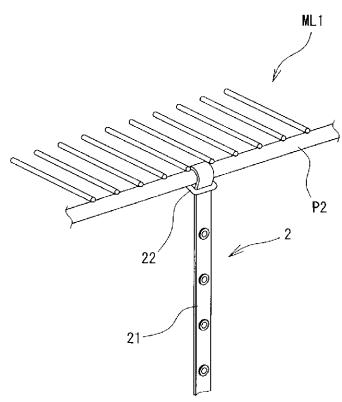
【図3】



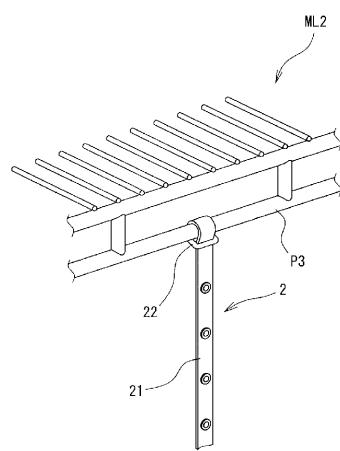
【図4】



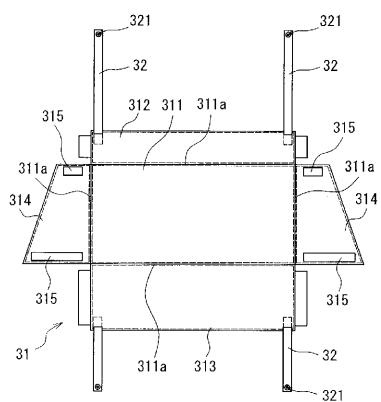
【図5】



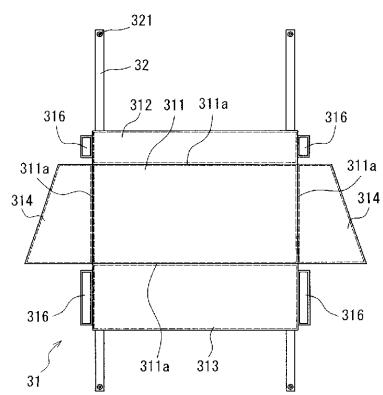
【図6】



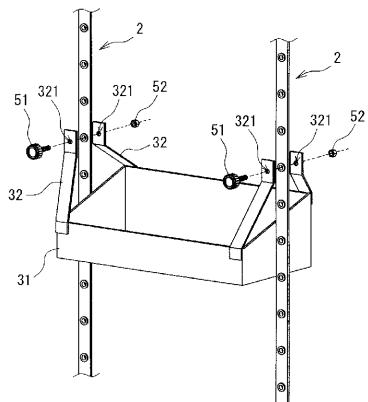
【図7】



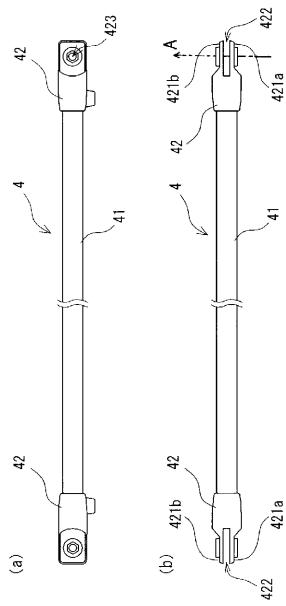
【図8】



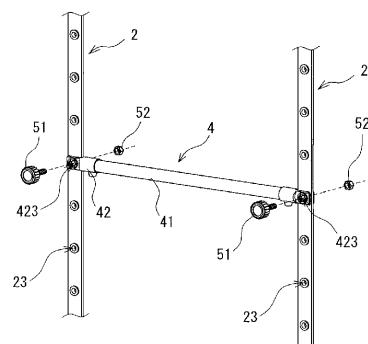
【図 9】



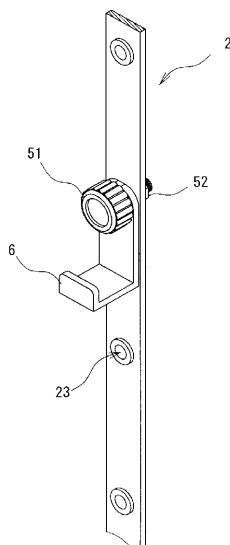
【図 10】



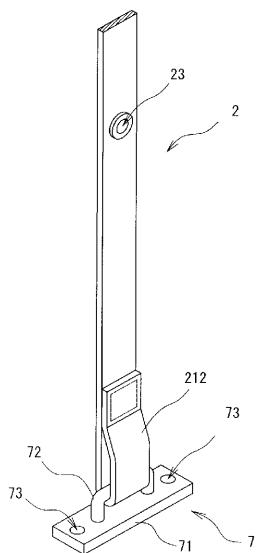
【図 11】



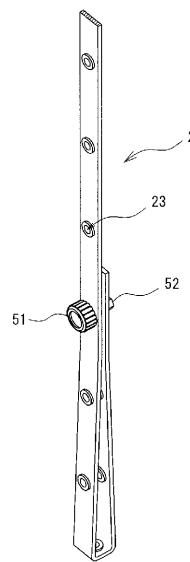
【図 12】



【図13】



【図14】



【手続補正書】

【提出日】平成22年2月8日(2010.2.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

収納スペース内に吊り下げられる複数のベルトと、

前記複数のベルト間に差し渡され該ベルトに対して着脱自在に固定される収納部とを備え、

前記ベルトは、長手方向に所定の間隔をおいて複数の係止孔が形成されており、
前記収納部は、任意の前記係止孔に着脱自在に固定されることによって、複数のベルト間に
差し渡され、取り付けられていることを特徴とする収納装置。

【請求項2】

ベルトは、長手方向に所定の間隔をおいて複数の係止孔が形成されたバンド部の1端部に
該バンド部の他端部を挿通可能な環状締結部が設けられてなり、前記バンド部を収納スペース内に取り付けられた水平杆に巻きつけ、前記環状締結部に前
記バンド部の他端部を挿通した後、下方に引っ張るようにして、ベルトを水平杆から吊り
下げられるようにしたことを特徴とする請求項1記載の収納装置。

【請求項3】

複数のベルト間に差し渡され、その両端部が前記ベルトの係止孔に対して着脱自在に固定
されている横棒部材を更に備えることを特徴とする請求項1又は2記載の収納装置。

【請求項4】

複数のベルトと、

前記複数のベルト間に差し渡され該ベルトに対して着脱自在に固定される収納部とを備え

、
前記ベルトは、長手方向に所定の間隔をおいて複数の係止孔が形成されており、

前記収納部は、任意の前記係止孔に着脱自在に固定されることによって、複数のベルト間に差し渡され、取り付けられていることを特徴とする収納装置。

フロントページの続き

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード(参考)
	A 4 7 G 29/00	C
	A 4 7 G 29/00	H
	A 4 7 G 29/00	P